

吸収分割に係る事後開示書面

令和4年1月1日

株式会社ホットランド
東京都中央区新富一丁目9番6号
代表取締役 佐瀬守男

株式会社ホットランドネクステージ
東京都中央区新富一丁目9番6号
代表取締役 太田直希

株式会社ホットランド（以下「分割会社」といいます。）は、令和4年1月1日を効力発生日として、株式会社ホットランドネクステージ（以下「承継会社」といいます。）との間で、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、分割会社の営む油そば・天ぷら等の主食事業に関して有する権利義務を承継させました（以下「本件吸収分割」といいます。）。

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和4年1月1日

2. 分割会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

分割会社に対し、吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

分割会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

会社法787条の要件を満たす新株予約権はありませんので、同条に基づく新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(4) 債権者の異議

重畳的債務引受の方法によったため、該当事項はありません。

3. 承継会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

承継会社に対し、吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

承継会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、承継会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である令和4年1月1日をもって、分割会社から、分割会社の営む油そば・天ぷら等の主食事業に関して有する権利義務を引き継ぎました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

法定の期間内に行う予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上